

1	個人情報の定義(死者に関する情報の定義及び取扱い)				
不可					
改正法	2条柱書	(定義)			
	この法律において「個人情報」とは、 <u>生存する個人に関する情報</u> であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。				
市条例	2条1項4号	(定義) ハンドブック P4			
	個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。				
	15条3項	(開示請求権) ハンドブック P46			
	死者に係る保有個人情報(当該死者に係る情報提供等記録に相当する保有個人情報を除く。第19条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に限り開示請求をすることができる。				
	(1) 死者の法定代理人であった者				
	(2) 相続人(財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人である死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報に限る。)				
	(3) 死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び2親等以内の血族であった者(慰謝料請求権及び遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報に限る。)				
	(4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が第25条第1項に規定する審議会の意見を聴いた上で開示請求を認めた者				
主な相違点					
死者の情報が個人情報の定義から外れた。また、 <u>死者に関する情報を法施行条例に含めることはできない</u> とされた。					
対応の方向性(案)					
法の定義に従い、死者の情報を <u>法施行条例では定義しない</u> 。開示請求に際しては、 <u>生存する遺族等本人の保有個人情報として取り扱う</u> ことを原則とする。					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P1【1】			
ガイドライン	資料3	P13			
事務対応ガイド	資料4	P1【1】	P15【7-2】	P25【17】	
Q&A	資料5	P5			

2	条例要配慮個人情報の規定新設				
可					
改正法	60条5項	(定義)			
	この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。				
市条例	2条1項6号	(定義) ハンドブック P4、P7			
	要配慮個人情報 第6条第3項各号に規定する事項に関する個人情報のほか、病歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。				
	6条3項	(基本的制限) ハンドブック P14			
実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集、保管及び利用を行ってはならない。ただし、法令若しくは条例（以下、「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ第25条第1項に規定する審議会の意見を聴いた上で、正当な事務若しくは事業の実施のために必要であると認めて取り扱うときはこの限りではない。 (1) 思想、信条及び宗教 (2) 人種及び民族 (3) 犯罪歴 (4) 社会的差別の原因となるおそれのあるもの					
主な相違点					
改正法では市条例6条3項同様の列挙の他、「社会的身分」が要配慮個人情報として定義される一方、市条例6条3項に列挙される「思想」、「宗教」、「民族」、「社会的差別の原因となるおそれのあるもの」の規定はない。					
対応の方向性(案)					
改正法の定義「人種、信条及び社会的身分」は、憲法第14条第1項を踏まえたものと考えられ、「思想」及び「宗教(信仰)」は「信条」に含まれるものと事務対応ガイドにおいて定義されている。 また、「民族」についても、「人種」に含まれるものと同様に定義されているため、残る「社会的差別の原因となるおそれのあるもの」については改正法の規定を総合的に解釈することで説明がつくものとして、 <u>条例要配慮個人情報の規定は行わないこと</u> としたい。					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P1【2】			
ガイドライン	資料3	P16			
事務対応ガイド	資料4	P1【2-1】	P2【2-2】	P25【17】	
Q&A	資料5	なし			

3		本人収集の原則			
不可					
改正法	64条	(適正な取得)			
	<p>行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>				
市条例	8条	(収集の制限)	ハンドブック P19		
	<p>実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>				
主な相違点					
<p>改正法では、偽りその他不正な手段による取得は禁じられたが、<u>個人情報を本人から収集することを原則とする規定はなされず、これを条例で規定することも不可とされた。</u> 一方、保有に関して改正法第61条に「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合」に限り、「特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」とする規定が設けられている（市条例にも類似規定あり）。</p>					
対応の方向性(案)					
<p>規定「不可」につき、当該原則は法施行条例で規定しない。</p>					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P2【3】			
ガイドライン	資料3	P74			
事務対応ガイド	資料4	P25【17】			
Q&A	資料5	なし			

4	安全管理措置			
可				
改正法	66条	(安全管理措置)		
	<p>行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>			
市条例	11条	(適正な維持管理)		ハンドブック P36
	<p>実施機関は、利用目的を達成するために必要な範囲内において、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料、文化的資料又は学術研究用資料として保存する必要があるものについては、この限りではない。</p> <p>4 実施機関は、前3項の規定による事務を処理させるため、個人情報管理責任者を定めなければならない。</p>			
主な相違点				
<p>市条例第11条第2項にも適正な維持管理の規定はあり、改正法においても「安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」とされた。</p> <p>また、事務対応ガイド別添として「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」が提示された。</p> <p>事務対応ガイド別添の条例イメージの中で、審議会に諮問する内容の一例として、安全管理措置の基準を定めることが示されている。</p>				
対応の方向性(案)				
<p>「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を踏まえ、<u>デジタル・ガバメント推進室と密に連携し、本市セキュリティポリシーとの整合性を持たせた規則等や庁内研修等によって、確実な安全管理措置を講じたい。</u></p> <p>改正法に安全管理措置についての規定があることから施行条例には規定しないこととした。</p>				
資料ページ・番号				
法令	資料2	P2【4】		
ガイドライン	資料3	P23		
事務対応ガイド	資料4	P3【3】		
Q&A	資料5	なし		

5	目的外利用・提供の運用				
不可					
改正法	69条	(利用及び提供の制限)			
	<p>行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 <u>行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</u></p> <p><省略></p>				
市条例	70条	(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)			
	<p>行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>				
9条	(利用及び提供の制限)				
ハンドブック P26					
主な相違点					
<p>改正法では、行政機関内部での目的外利用に関し、<u>相当な理由のある場合利用を可能とする規定がされた。</u>個別の事案について、<u>審議会への諮問を要件とすることは不可とされ、その代わりとして、すべて国の個人情報保護委員会へ技術的な助言を求めることとなる。</u></p> <p>また、保有個人情報を提供する場合において、当該個人情報の提供を受けるものに対し、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう求めることとされた。</p>					
対応の方向性(案)					
<p>実施機関による任意の判断では、同様事例間の判断の齟齬等が生じることが考えられる。<u>法施行条例には規定できないが、過去の答申を基礎として事例集のようなものを作成し、実施機関の判断資料としたい。</u></p>					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P2【5】	P3【6】		
ガイドライン	資料3	P23			
事務対応ガイド	資料4	P6【4】			
Q&A	資料5	なし			

6		口頭による開示の手続き規定			
不可					
改正法	77条	(開示請求の手続)			
	<p>開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。</p> <p><省略></p>				
改正法	69条	(利用及び提供の制限)			
	<p>行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。</u>ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p><省略></p>				
市条例	16条	(開示請求の特例)	ハンドブック P84		
	<p>実施機関があらかじめ定めた保有個人情報の開示請求は、第15条の2第1項の規定にかかわらず、<u>口頭により行うことができる。</u></p>				
主な相違点					
<p>市条例では第16条に開示請求の特例として規定されているが、改正法では、口頭による開示に関する明文規定はなく、認められていない。事務対応ガイドにおいて、「<u>口頭による開示請求は認められない。</u>なお、口頭により開示を求められた場合については、当該開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが法令に基づく場合、当該保有個人情報の利用目的のためであるとして法第69条第1項の規定に基づく場合や、利用目的以外の目的のためであっても法第69条第2項各号の要件を充足する場合には、<u>本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能である</u>」とされ、<u>本人に対する情報提供の一環として認められることとなる。</u></p>					
対応の方向性(案)					
<p>口頭による開示請求が認められておらず、実施機関判断による情報提供となるため、法施行条例への規定は行わない。<u>情報提供の手続に関しては、各種要綱、情報公開手続要領によって規定することとする。</u></p>					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P2【5】	P4【9】		
ガイドライン	資料3	P43			
事務対応ガイド	資料4	P6【4】	P15【7-1】		
Q&A	資料5	なし			

主な相違点					
<p>個人情報の取扱を開始することを機に事務を登録する規定は改正法にはない。しかし、個人情報ファイルを作成するにあたっての個人情報ファイル簿の作成が規定された。なお、その作成基準となる本人数が1,000人以上とされている。</p> <p>個人情報取扱事務登録については、改正法上作成の義務としての規定はないものの、75条5項に条例で帳簿の作成を規定することを妨げない旨の規定があり、また、事務対応ガイドにおいて、開示の決定通知のために、「利用目的の特定の方法として、利用目的について内部的に整理したものを文書化しておく」という対応の例示がなされており、むしろ推奨されている。</p>					
対応の方向性(案)					
<p>現在の個人情報取扱事務等登録票は、市政情報コーナーで市民向けに公開をしているが、紙ベースが基本となっておりデータでの活用を行っていない。</p> <p>個人情報の利用目的を特定する意義があることから、個人情報取扱事務の登録制度については維持する方向とし法施行条例に明文化したい。ただし、国の個人情報ファイル簿の運用と併せ、個人情報取扱事務登録にかかる帳票の定義やレイアウトの見直しを行い、さらにデータとして活用できるよう取り組んでいきたい。</p>					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P3【7】	P8【19】		
ガイドライン	資料3	P39	P41	P74	
事務対応ガイド	資料4	P9【5-1】	P13【5-2】		
Q&A	資料5	なし			

8 可	任意代理人による請求への手続き対応	
改正法	76条2項	(開示請求権) 90条(訂正請求権)、98条(利用停止請求権)
	<p>未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。)をすることができる</p>	
	77条	(開示請求の手続) 91条(訂正請求の手続)、99条(利用停止請求の手続き)
	<p>開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「開示請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。</p> <p><省略></p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p><省略></p>	
	令22条3項	(開示請求における本人確認手続等)
<p>法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。</p>		
令29条	(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)	
市条例	15条の2第2項	(開示請求の手続) ハンドブックP48
	<p>前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は本人の委任による代理人であること、同条第3項の規定による開示請求にあつては、同項各号のいずれかに該当する者であること)を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。</p>	
主な相違点		
<p>市条例では任意代理人からの請求は保有特定個人情報に限るところ、改正法では保有特定個人情報に限らず認められる。これを条例によって制限することは不可とされたが、意思確認や代理人資格確認により制度の悪用を防止することは推奨されている。</p>		
対応の方向性(案)		
<p>現在は保有特定個人情報の開示のみ代理人の請求を認めており、本人確認の要件はハンドブックP175のとおり「<u>ア運転免許証、イ旅券、ウ個人番号カード、エその他当該保有個人情報の本人であることを証する書類</u>」の提示または提出となっている。改正法では郵送請求についても規定されたことから、代理人の資格確認等が必要となる。これらの請求にかかる本人確認の要件については条例事項ではないと考え、規則で規定することとしたい。</p>		

資料1

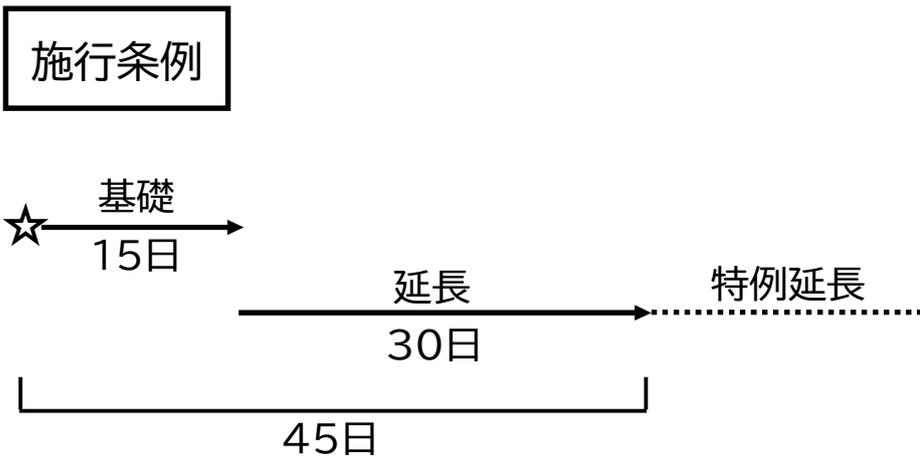
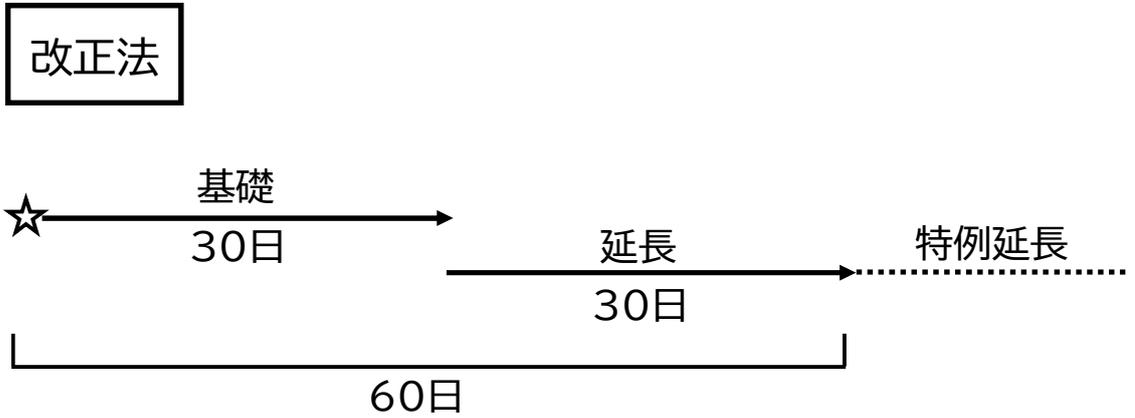
資料ページ・番号					
法令	資料2	P4【8】	P4【9】	P8【20】	
ガイドライン	資料3	P42	P74		
事務対応ガイド	資料4	P14【6】	P15【8】		
Q&A	資料5	P11			

9 可	本人開示等請求における不開示情報の範囲
改正法	<p>78条1項7号 (保有個人情報の開示義務)</p> <p>国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
市条例	<p>15条の3第7号 (事務事業に関する情報) ハンドブック P61</p> <p>本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 試験、選考、診断、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な判断が行えなくなるおそれ イ 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
主な相違点	
<p>市条例では「試験、選考、診断、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な判断が行えなくなるおそれ」として例示される事項が改正法では試験を除き規定されない。</p>	

対応の方向性(案)					
<p>事務対応ガイド(資料4 P17)に「同号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断する。」とある。また、市条例ハンドブックP62に「ア～カに掲げた支障は、典型的な場合の例示であって限定列記したものではない。」とあるため、改正法78条1項7号の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の規定に含まれるものとし、<u>施行条例には当該例示を規定しないこととする。</u></p>					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P4【10】			
ガイドライン	資料3	P46			
事務対応ガイド	資料4	P16【9】			
Q&A	資料5	なし			

10	開示決定等の期限				
可					
改正法	83条	(開示決定等の期限)		94条(訂正決定等～)、102条(利用停止決定等～)	
	<p>開示決定等は、開示請求があった日から<u>三十日以内</u>にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>三十日以内</u>に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>				
市条例	15条の8	(開示決定等の期限)		ハンドブック P70	
	<p>19条の5(訂正決定等～)、21条の5(利用停止決定等～)</p> <p>開示決定及び前条第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、<u>開示請求があった日から起算して15日以内</u>にしなければならない。ただし、第15条の2第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>開示請求があった日から起算して60日を限度として延長</u>することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>				
主な相違点					
<p>改正法では、開示、訂正、利用停止のいずれの請求も決定期限が30日とされた一方、延長は期限に加えて30日以内とされた。また、<u>条例による短縮は許容されるが、法を超えた期限を規定することはできない。</u></p>					
対応の方向性(案)					
<p><u>決定期限を法定の30日とすることは、請求者にとって不利益となりうるため、市条例相当の15日に短縮することとしたい。</u>ただし、民法原則に従うこととなるため、<u>初日が不算入となる。</u></p> <p>また、市条例では延長を総日数で60日までと規定していたところ、改正法では基礎の期限に加えて30日までが延長可能と規定されたため、基礎の期限を15日とすることにより、<u>総日数は15日減り45日までとなる。</u></p> <p>延長期限が短くなることから、請求時に対象の具体性を求めることとし、応じられない場合は特例延長の運用をより柔軟に行えるか検討する。</p>					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P5【11】	P7【15】		
ガイドライン	資料3	P48			
事務対応ガイド	資料4	P19【10-1】	P25【17】		
Q&A	資料5	P15			

開示決定等の期限のイメージ



11	開示決定等の期限の特例				
可					
改正法	84条	(開示決定等の期限の特例) 94条(訂正～)、102条(利用停止～)			
	<p>開示請求に係る保有個人情報^{が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。}</p> <p><省略></p>				
市条例	15条の9	(開示決定等の期限の特例) 19条の5(訂正～)、21条の5(利用停止～)			
	<p style="text-align: center;">ハンドブック P72</p> <p>開示請求に係る保有個人情報^{が著しく大量であるため又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。}</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>				
主な相違点					
<p>市条例では「開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に」と特例延長の期間が規定されている。改正法においても「60日」と規定されているものの、この日数は、基礎30日+延長30日によるものである。項目10番のとおり、開示決定期限を短縮した場合、基礎15日+延長30日の45日となる。</p> <p><u>改正法</u> 基礎30日+延長30日=60日 <u>施行条例</u> 基礎15日+延長30日=45日</p>					
対応の方向性(案)					
<p><u>開示決定期限を15日に短縮することにより、特例が開始する時期が60日から45日に変更となるため、これを法施行条例に定めることとする。</u></p>					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P5【12】			
ガイドライン	資料3	P48			
事務対応ガイド	資料4	P19【11】	P25【17】		
Q&A	資料5	なし			

12	本人開示等請求における手数料				
要					
改正法	89条2項	(手数料)			
	地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において <u>条例で定める額の手数料を納めなければならない。</u>				
市条例	17条	(費用負担)		ハンドブック P 86	
	第15条の13第1項に規定する方法のうち写しの交付に係る作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。				
主な相違点					
市条例では手数料規定がなく、規則による実費負担となっている。法改正により、手数料を定めることが必要とされた。Q&Aにより、 <u>写しの印刷などにかかる実費負担を手数料とは別に徴収することは可能とされている。</u>					
対応の方向性(案)					
手数料の規定は必須だが無料とすることは妨げられないため、 <u>請求時の手数料は無料とし、実費負担については、現行どおり規則に定めることとしたい。</u>					
資料ページ・番号					
法令	資料 2	P 6 【13】			
ガイドライン	資料 3	P 52	P 74		
事務対応ガイド	資料 4	P 20 【12】	P 25 【17】		
Q & A	資料 5	P 17			

13	行政機関等匿名加工情報の提案募集				
可					
改正法	111条	(提案の募集)			
	<p>行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第一項の提案を募集するものとする。</p>				
改正法	附則7条	(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)			
	<p>都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第百十条及び第百十一条の規定の適用については、当分の間、第百十条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であって、」と、第百十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。</p>				
市条例	なし				
主な相違点					
<p>改正法では、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集を定期的に行うことが規定された。なお、都道府県及び政令市を除き、当分の間、提案募集は任意とされている。</p>					
対応の方向性(案)					
<p>当面の間任意であるが、<u>提案募集自体は行うことができるものと想定して、次項のとおり手数料を定める。</u></p>					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P7【16】			
ガイドライン	資料3	P52			
事務対応ガイド	資料4	P21【14】			
Q&A	資料5	P17			

14	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料				
要					
改正法	119条4項	(手数料)			
	<p>前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数を納めなければならない。</p>				
改正法	令31条	(行政機関等匿名加工情報の利用にかかる手数料)			
	<p>法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。</p> <p>一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに 三千九百五十円</p> <p>二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）</p> <p>2 法第百十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる者以外の者 法第百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額</p> <p>二 法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百元</p>				
市条例	なし				
主な相違点					
<p>新設された事項につき市条例に規定なし。改正法における手数料の具体的な額は施行令に定められた。</p>					
対応の方向性(案)					
<p>全国的なデータの活用を進めていくうえで、手数料を施行条例に規定する必要がある。しかし、<u>金額については国の政令の規定に準ずる額の妥当性や、近隣他市の状況等を確認の上精査し規定したい。</u></p>					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P7【17】	P8【21】		
ガイドライン	資料3	P74			
事務対応ガイド	資料4	P22【15】			
Q&A	資料5	P21			

15		審査会・審議会設置に係る規定			
可					
改正法	105条3項	(審査会への諮問)			
	前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。				
	行審法 81条	(地方公共団体に置かれる機関) 資料2 P9【22】			
	129条	(地方公共団体に置く審議会等への諮問)			
市条例	22条の2	(審査請求)	ハンドブック61ページ		
	24条	(審査会)	ハンドブック114ページ		
	25条	(個人情報保護運営審議会)	ハンドブック123ページ		
主な相違点					
行審法に基づく行政不服審査会が本市には設置されているが、行審法の規定では、別機関として個人情報保護審査会を設置することは可能とされている。また、国提供の条例イメージにも、条例で審査会を規定する例が提示されている。					
対応の方向性(案)					
審査会の稼働状況と審議会の役割が限定（次項で説明）されるため、施行条例に規定する審査会の形態は以下の4通りが想定される。					
①現状どおり（「個人情報保護運営審議会」と「個人情報保護審査会」を別で設置する） ②審議会と審査会を1つの審議会とする ③審議会は常設とし、審査会は事件ごとに設置する ④個人情報保護審査会と情報公開審査会を合わせ1つの審査会とする					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P6【14】	P8【18】	P9【22】	
ガイドライン	資料3	P74			
事務対応ガイド	資料4	P20【13】	P24【16】		
Q&A	資料5	P22			

資料1

法令	資料2	P8【18】	P10【25】		
ガイドライン	資料3	P70	P74		
事務対応ガイド	資料4	P24【16】	P25【17】		
Q&A	資料5	P22			

17		法の目的や規範に反さず、市民や事業者の責務を定める規定			
可					
改正法	なし				
市条例	4条	(事業者の責務)	ハンドブック P13		
	<p>事業者は、その事業活動の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについて適正な保護措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する本市の行う施策に協力しなければならない。</p>				
市条例	5条	(市民の役割)	ハンドブック P13		
	<p>市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。</p>				
主な相違点					
<p>改正法には、当該二者に対しての理念的な責務の規定がなされない。条例で規定することは妨げられない。</p>					
対応の方向性(案)					
<p>国の法律の施行条例に市の理念を入れることはなじまないと考え、法施行条例には当該事項は改めて規定しないこととする。なお、改正法第3条に「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」との基本理念がある。</p>					
資料ページ・番号					
法令	資料2	(第3条)			
ガイドライン	資料3	なし			
事務対応ガイド	資料4	なし			
Q&A	資料5	P25			

18		オンライン結合への制限			
不可					
改正法	なし				
市条例	12条	(オンライン結合による提供) ハンドブック P38			
		<p>実施機関は、法令等に定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関以外の者が保有個人情報を随時入手し得る状態にする方法をいう。以下この条において同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。</p> <p>2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、法令等に定めがある場合を除き、あらかじめ第25条第1項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。</p>			
主な相違点					
<p>改正法にはオンライン結合に関する規定はないが、ガイドラインに「<u>オンライン結合に制限を設けることは許容されない</u>」とある。</p>					
対応の方向性(案)					
<p>規定「不可」につき、取扱制限は法施行条例で規定しない。 4項に記載のとおり、<u>改正法66条の安全管理措置の基準策定等について、審議会に諮問等を行うことを想定している。</u></p>					
資料ページ・番号					
法令	資料2	なし			
ガイドライン	資料3	P70	P74		
事務対応ガイド	資料4	P24【16】	P25【17】		
Q&A	資料5	なし			

19		特定個人情報保護の運用に係る規定			
可					
改正法	番号法30条	(個人情報保護法の特例)			
	番号法31条	(情報提供等の記録についての特例)			
		資料2 別表各表			
市条例	9条の2	(保有特定個人情報の利用及び提供の制限) ハンドブック P33			
		<p>実施機関は、保有特定個人情報を利用目的以外の目的に利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を自ら利用することができる。</p> <p>3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を当該実施機関以外の者に提供してはならない。</p>			
主な相違点					
<p>市条例では、現番号法において地方公共団体に措置を委ねる第32条に基づき、特定個人情報の取扱いが規定されている項目がある。</p> <p>一方、今般個人情報保護法改正に際し、番号法も改正され、第32条の規定が除かれることとなるため、特定個人情報の取扱いについては番号法によって改正個人情報保護法を読み替え適用することが原則とされた。なお、Q&Aにおいて、番号法読み替え適用と重複する条例の箇所は廃止する必要があるとされた。</p>					
対応の方向性(案)					
番号法の読み替え適用の原則に従う。					
資料ページ・番号					
法令	資料2	P9【23】	P10【24】		
ガイドライン	資料3	なし			
事務対応ガイド	資料4	なし			
Q&A	資料5	P26			